

どうする？

あなたの 介護

～公的介護保険制度の概要編～

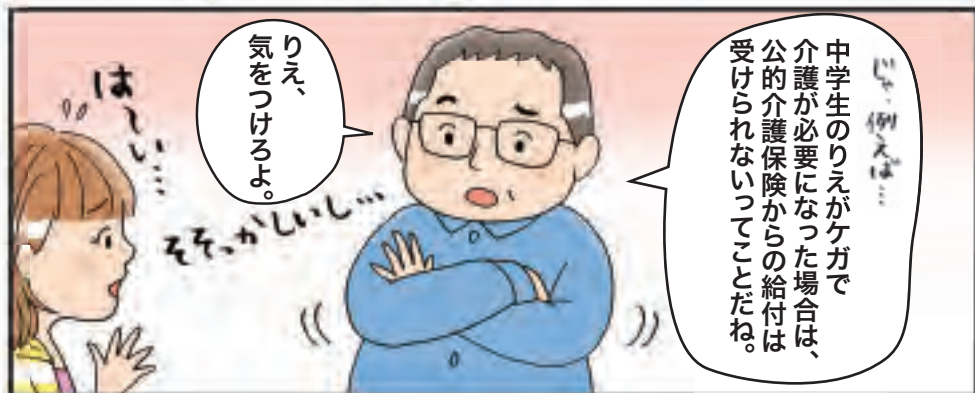
2



考えてみませんか？ 介護のこと。

もし、介護が必要になったら？

～すべての人が公的介護保険から給付が受けられる？～





公的介護保険は、年齢や病気等により 給付対象とならない場合があります。

- 公的介護保険では、40才未満の方は給付の対象外です。
- 65才以上(第1号被保険者)は、介護や支援が必要となったときに給付が受けられます。
- 40才以上64才までの方(第2号被保険者)の給付は、脳血管疾患や初老期の認知症等、主に老化が原因とされる16種類の病気により介護や支援が必要となったときに限られます。

<公的介護保険と年齢の関係>

対象外	主に老化が原因とされる 16種類の病気による要介護状態が対象	すべての要介護状態が対象
	上記以外は対象外	
40才		65才

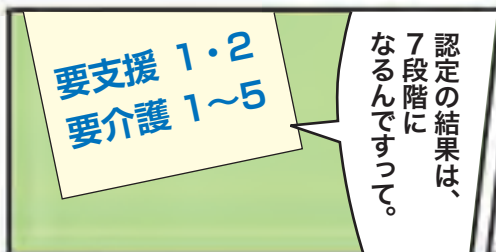
次のようなケースは、公的介護保険の給付対象となりません。

- ・35才：脳こうそくで要介護状態となった場合(対象外年齢)
- ・52才：交通事故で要介護状態となった場合(40才以上でも特定の16種類の病気以外)



公的介護保険から 給付を受けるには？

～まず「要介護認定」を受ける必要があります～



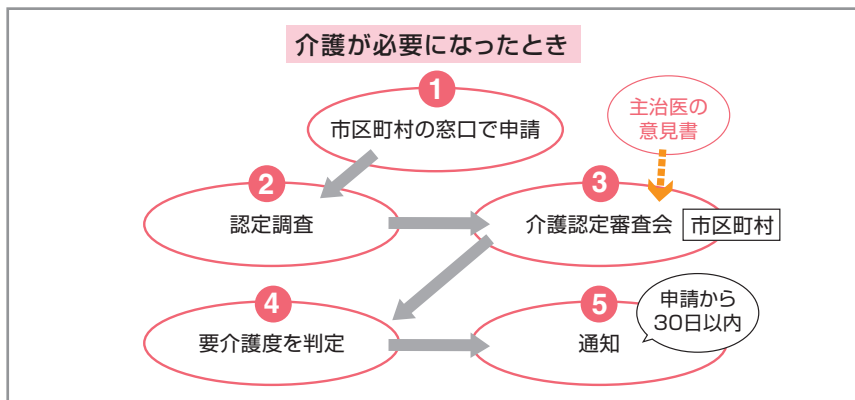
公的介護保険から給付を受けるには？



ケアマネジャー
(新川 太郎さん)

給付を受けるためには、まず市区町村の窓口で申請して、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かなどについて要介護認定を受ける必要があります。申請を受けて市区町村は、要介護・要支援の認定（非該当、要支援1・2、要介護1～5までの7段階）を行います。

申請から要介護認定までの流れ

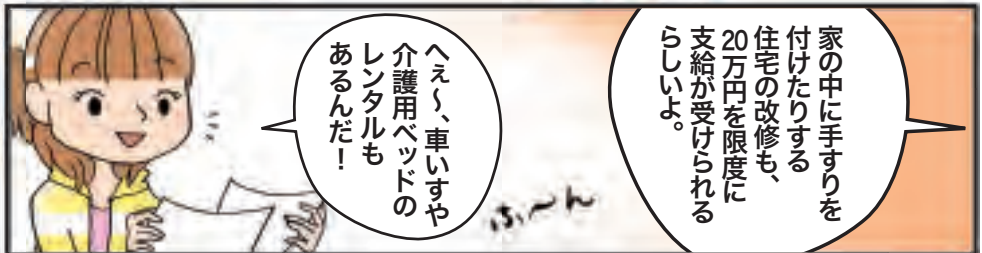
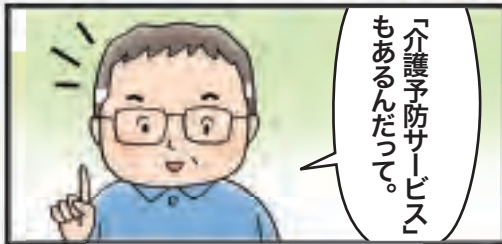
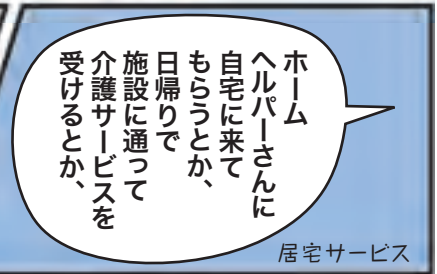


- 要介護認定の結果は原則申請から30日以内に本人に通知されます。
- 初めての認定の効力は申請時にさかのぼって生じます。
- 認定結果は、初回は6か月後に見直し、その後は原則12か月ごとに見直されます。
- 介護認定結果に不服がある場合、都道府県の「介護保険審査会」に申し立てができます。



公的介護保険の給付って？

～公的介護保険では、介護サービスが提供されます～



要介護認定を受けると、介護サービス計画（ケアプラン）にもとづき「居宅サービス」や「施設サービス」などが受けられます。

～公的介護保険から受けられるサービスには次のようなものがあります～

- 公的介護保険では介護サービスが提供されます。（現金の給付はありません）
- サービスを受けたときは、利用料の1割は自己負担です。

居宅サービス

自宅や介護付有料老人ホーム等で介護サービスを受けます。

- 家庭を訪問するサービス
ホームヘルパーの訪問介護、看護師等による訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴介護 など
- 日帰りで通うサービス
日帰り介護施設（デイサービスセンター）への通所 など
- 施設への短期入所サービス
特別養護老人ホームや老人保健施設への短期入所
- 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修
福祉用具（車いす等）の貸与 など
住宅改修費支給（20万円限度）

その他

ケアハウス、適合高齢者専用賃貸住宅で介護サービスを受ける場合も「居宅サービス」に区分されます。

施設サービス

以下の施設に入所して介護サービスを受けます。

- 特別養護老人ホーム
【介護老人福祉施設】
- 老人保健施設
【介護老人保健施設】
- 介護療養型医療施設
（2012年3月末廃止予定）

- 公的介護保険から受けられるサービスには、「居宅サービス」「施設サービス」の他に「地域密着型サービス」「介護予防サービス」があります。
- 食事を届けてもらう「配食サービス」や車いすごと乗れる介護タクシーを利用する「移送サービス」などは、公的介護保険の対象外です。



「どうする？あなたの介護」3～介護にかかる費用編～に続く 🐾

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277 (無料)

受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>